

川崎市公募型指名競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、川崎市が発注する建設工事の請負契約において、事前に執行予定工事を公表して入札参加の希望を募り、業者指名を行う指名競争入札（以下「公募型指名競争入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 公募型指名競争入札実施の対象工事は、財政局長が特に必要と認めたものとする。
2 前項の定めにかかわらず、財政局長と工事担当局長（川崎市請負工事監督規定第2条に定める局長）の協議により、公募型指名競争入札に付することが適当でないとする場合は、他の契約方法により実施することができるものとする。

(入札の公表及び周知)

第3条 財政局長は、公募型指名競争入札に付そうとするときは、公表するとともにその周知を図る。なお、公表は、原則として、毎月第1・第3月曜日（休日の場合はその翌日とする。）に財政局資産管理部契約課で行う。

(入札に参加を希望できる者の条件)

第4条 公募型指名競争入札に参加を希望できる者の条件は、次の各号により個別工事ごとに定める。

- (1) 業種、等級又は経営事項審査結果の総合数値
- (2) 本社又は事業所の所在地
- (3) 技術者の配置
- (4) その他特に必要と認めて定める条件

2 個別工事における前項各号の詳細については、公表において明示する。

(入札参加の申込み)

第5条 公募型指名競争入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、所定の申込書により入札参加の申込みをしなければならない。

(入札参加者の指名)

第6条 川崎市競争入札参加者選定規程第13条に規定する指名委員会は、入札参加希望者の中から、同規程第12条の規定に基づき入札参加者を指名する。

2 指名する業者数は、20者程度とする。

3 入札参加希望者で指名を受けなかった者に対しては、その求めに応じ、理由を説明する。

(指名の取消し)

第7条 指名を受けた者が、第4条各号に掲げる条件を欠いたときは、指名を取消し、書面により通知する。

(共同企業体による発注)

第8条 共同企業体により発注する工事においても、公募型指名競争入札を実施することができる。

2 前項により実施する場合の共同企業体の結成方法等については、川崎市共同企業体取扱要綱の定めにより、個別工事の公表において明示する。

(入札の取りやめ)

第9条 財政局長は、入札参加希望者が5者に満たないときは、当該工事の入札を取りやめることができる。

(入札参加者の心得)

第10条 入札参加者が守らなければならない事項は、別に定めるもののほか、川崎市競争入札参加者心得の定めによる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

この要綱は、平成6年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。